

平成24年第4回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年12月6日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	大倉正幸君	2番	鈴木喜市君
3番	森川剛典君	4番	小幡安信君
5番	板倉正勝君	6番	左一郎君
7番	加藤喜男君	8番	仁茂田健一君
9番	丸島なか君	10番	松崎勲君
11番	石井正己君	12番	丸敏光君
13番	古市善輝君	14番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘君	副町長	葛岡郁男君
教育長	片岡義之君	会計管理者	石橋弘道君
総務課長	西野秀樹君	総務室長	田中英司君
企画財政室長	荒井清志君	政策室長	唐鎌幸雄君
特命主幹	野口喜正君	税務住民室長	岩崎利之君
保健福祉室長	湊博文君	事業課長	麻生由雄君
産業振興室長	田邊功一君	農業推進室長	御園生明君
地域整備室長	松坂和俊君	ガス事業室長	岩崎彰君
教育課長	齊藤正和君	学校教育室長	石野弘君

生涯学習室長 浅 生 博 之 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 常 泉 秀 雄 書 記 杉 崎 武 人
書 記 片 岡 勤

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。

また、本日も声のほうが続く調子が悪いので、よろしく願いいたします。

ただいまから、平成24年第4回長南町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

本日は質問順位6番から8番までとします。

通告順に発言を許します。

◇ 仁茂田 健 一 君

○議長（松崎 勲君） 初めに、8番、仁茂田健一君。

〔8番 仁茂田健一君質問席〕

○8番（仁茂田健一君） おはようございます。8番、仁茂田です。

議長の許しを得て、質問させていただきます。

質問件数として2件ありますけれども、まず1件目として、学童保育について。要旨として、学童保育の拡充ということで。

学童保育は、今から14年前の1998年から児童福祉法に位置づけられ、長南町も4年後、2002年から子供たちの放課後、自由な生活の場を与え、働く親たちが安心して子供を産み育てるため、子供たちを保障することは自治体の責務であると同時に町民の権利でもあることから開設しました。それから10年たち、現在も行われていますが、子供の成長段階、社会状況に見合った適切な働きかけ、指導、援助が行われなければならない施設でもあると思います。

現在、1年生から3年生までの学童が三十数名いらっしゃいます。子供たちは放課後、健全な場、親たちは安心して働きに行けるすばらしい事業だと思います。それに、また現在、町が進めている小学校統合、少子化対策、過疎脱却の基礎だと思います。国だけではなく地方自治体も協力して施設内容を拡充して、将来のある子供のためにも、保護者が安心して働ける町として推進していきたいと私は思うのでありますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 8番、仁茂田議員の1点目の学童保育、そして事業内容の充実ということについてお答えしたいと思います。

放課後の児童クラブにつきましては、共働き家庭やひとり親家庭などの働きながら子育てをしている親たちが、安心して働き続けることができるようにという願いを受けて誕生いたしました。以後、その必要性の高まりから、平成9年に児童福祉法に位置づけられ、本町においては平成14年度から実施しております。11月1日現在の登録児童数は36名でございます。

ご質問の内容の拡充でございますが、現在、児童福祉法の規定によりまして、おおむね10歳未満の児童ということで小学校3年生までの児童を基本として、家庭の状況により4年生も受け入れております。この対象者児童につきましては、去る8月22日に公布され、平成27年4月1日に施行されるいわゆる子供・子育て関連3法によりまして対象が拡大され、小学校6年生までとされたところでございます。

本町といたしましては、この法律の施行を待つことなく、来年度から小学校6年生までの対象を拡大し、さらに親が安心して就労できるよう、また子供たちが遊びや生活を通して健やかに成長・発達するように努めてまいりたいと現時点では考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 今のところを聞きますと、あくまでも国からのことが優先的になっていますけれども、まずそれより1年、本町としては6年生までということをやると、そういうことでありますけれども、もっと私が言いたいのは、本町からいろいろと質問とか何しても、いろいろあらゆる分野にしても、他町村とかと比較したり、そういう面から何かひとつおこなっているような気がして、だから、これをもっと町が積極的にして広げて、反対に視察に来るぐらいのような事業にしたいと思って質問したんですけれども、それはどこまで考えられていますか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、湊 博文君。

○保健福祉室長（湊 博文君） ご質問にお答えしたいと思います。

周りの市町村と比較をして、落ちているところがあるのではないかなというようなご質問でございますけれども、例えば土曜日の開所の関係、土曜日、今は平日だけしかされておりませんが、近隣を調べますと、土曜日にも希望によって開設をしているとか、その差異があらうかと思えます。そういう中で、再度きちんと調査をいたしまして、できるものはやっつけていかなければならないというふうに考えております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 今の答弁だと、ただ土曜日とかそういうあれじゃなくて、もっとほかに、あらゆる内容拡充ということで、それは今後の相談とか検討とかでしていくことでありますけれども、そのように、ただ無報酬で扱っているわけじゃなし、お金を取ってもいいんです、それは。でも、それは働く人たちとの、親の、保護者に対してのそういう面もありますので、お金を取ってもいいんです。それで、もっと内容をきっちりと、預かっても安心して預けられるという場という、そういう内容を拡充してもらいたいんです。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、一問一答ですからあれですけれども、よそから見に来るような、よそと違ったすばらしいものをやれと、こういうご趣旨がまず第1点であって、今、室長が答えていると思うんです。また、今おっしゃったこと等をしますと、何かよそと比べておっこっているようなふうに、事業を実施するほうとすると受けとめますけれども、私は決しておっこっているところはないと、そのように思っているし、また親御さんはもちろんでございますが、一般の町民の方から、こういうふうにされたらいいだろう、ああいうふうにされたらいいだろうというようなことがあれば、当然それは町としては検討して、できるものはして、喜ばれる施設に、そういった形の環境の中でお子さんを預かると。

それと、もう1点、一番問題は、先ほど仁茂田さん質問の要旨の中で、預けるほうは権利、また預かるほう、町側は義務だというようなことで要旨の中でおっしゃっていますけれども、お互いに権利と義務をきちっと果たしてもらうことが大事であって、親の教育も忘れてはならないと、こう思うんです、私は。預けて、安心して親たちが子供を頭から離れて、何か、例えばいろんなクラブ活動がございます。どここの何のクラブに子供を預けていったら、ここへ置いていけば安心して私はいられるからといって子供をほん投げっていくような親もいるわけなんです。そういった親から私は教育も必要だと。その辺、ぜひ、よそと違った面としてはやりたいなど。親の教育もしていきたいと。

まあ義務は果たしますけれども、権利を主張する前に、権利ももちろん大事にしますけれども、親たちのお願いをぜひ、親としての願いを、また施設を管理するほうとしてはしていきたいと、こんなふうを考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） わかりました。1件目は終わりにします。

続きまして、2件目としては、件名としては来年度の予算編成であります。要旨としては、町長公約に上げた事業の進捗状況と、残された事業の新年度予算への反映でございます。

財政厳しい中、町長、在任期が1年と迫っていますが、町長の公約は遂行されたかどうか伺います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2つ目の質問は、来年度の予算編成についてということで、要旨としては、就任時に公約に掲げた事業がどんなふうに進んでいて、残された事業、あとの任期の中でどうするんだと、こういう要旨だと思います。

お答えしたいと思いますけれども、ご質問の要旨からして、この今の期の関係であると思いますので申し上げますと思いますが、22年1月に町長に就任をさせていただいたときの公約と申しますか、行政の指針として挙げたものが5つほど、大まかに申し上げて、計画的で効率のよい行政改革をしていくというのが1点目、2つ目が自然を生かした生活基盤の整備ということ、3つ目が活力ある農・商・工業の育成、4つ目が健康で心の通う福祉の実施、5つ目が伝統文化を大切にされた教育、文化の向上という、この5つを大きな柱として公約に掲げ、町民の皆さんのご信任をいただいて4回目のスタートを切らせていただいたところでございますが、

公約に掲げた事業の進捗状況は、私が町長就任以来、懸案事項といたしておりました事業を中心に答えたいと思いますけれども、行政サービスの事業はこれで終わりというものはありませんし、現在進行中の事業も数多くあり、評価の仕方も人の見方によりいろいろと異なると思いますので、なかなか数値ではとらえにくいものがございますけれども、非常に表現がしづらいですけれども、強いて言うならば、自己評価させていただいて、及第点に近いものはやってもいいんじゃない、もらってもいいんじゃないかなと、こんなふう考えているところがございます。ですから、今まで約束したものは私としては精いっぱいやらせていただいておりますよと、及第点はつけていただいても、またつけてもいいんじゃないかなと、こんなふう考えております。

次に、残された事業等については方針は決まっているが、考え方は決まっているんですが、道半ばのものもありますし、社会情勢などにより思うように進まないものもございます。挙げてみますと、インターチェンジ周辺の整備、公共下水道、全農家参加型営農組合組織、協働の推進、人口増対策、交流人口増加事業などがあると思いますが、すぐに事業化できるものばかりではありませんが、営農組合の組織のための関係、あるいは協働の推進、人口増対策、こういったもので今後進めなくてはならないものについては新年度予算で反映させて、でき得る限り皆さんとお約束しているものについては一步でも前進できるようにしたいし、また新年度予算で反映をさせていきたいと、こんなふうに現時点では考えているところがございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 自己評価が90行ったそうですので、私も、それにまた残されたものも新年度予算のほうへ反映してくれて遂行されることをお願いしまして、終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、8番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

◇ 大 倉 正 幸 君

○議長（松崎 勲君） 次に、1番、大倉正幸君。

[1番 大倉正幸君質問席]

○1番（大倉正幸君） 議席番号1番の大倉正幸です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日、私は町とゴルフ及びゴルフ場に関することを5点ほど質問させていただきますが、質問の中には特定の企業の運営に関する質問も含まれており、一般質問にそぐわない部分もあろうかとは思われますが、なぜこのような質問を用意させていただいたかということも質問の合間に挟みながら進めさせていただきたいと思えます。

1点目は、長南町のゴルフ場利用者数について伺います。

昨今の景気低迷、東日本大震災による儉約ムードによりゴルフ場利用者数は全国的に減少傾向であり、本町にクラブハウスを持つ8つのゴルフ場も例外に漏れず減少しているものと思われます。ただし、本町周辺に限っては、圏央道の来年開通予定に伴い利用客の増加が見込まれるのではないかとという少し明るい材料がございます。

ここ数年、東京湾アクアラインの通行料金減額により、東京都あるいは神奈川県在住のゴルファーはアクアラインを使い、現在の圏央道の終点である木更津東インター周辺の比較的値段的に安いゴルフ場を利用する機会が多いようです。そのようなゴルファーが長南町のほうへ少しでも多く来てくれるといいですねというのが最初の質問です。

町内のあるゴルフ場の支配人あてに、ゴルフ雑誌の編集部より圏央道開通に関する取材があったそうです。雑誌が違うかもしれませんが、私もそのような記事を目にしたことがあります。ゴルフ場関係者におきましても、圏央道開通を心待ちにしている様子がうかがえます。そのような状況において、町として、来年度以降のゴルフ場利用客の増加見込みの検討はされているか、及び利用客誘致について何かお考えがあるのか伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、1番、大倉議員のゴルフ場についての要旨が5点ほどあるわけでございますけれども、順を追ってお答えしていきたいと思えます。

まず、利用客の増加見込みについてということで、また誘致についてというようなご趣旨でございますけれども、町内における10カ所のゴルフ場の利用者数は、平成11年度、ちょっと資料が古いわけですが、11年度に39万1,000人程度だったと。近年は減少してきておりまして、23年度では23万4,000人程度となっておりますということでございます。

来年の春に迫った圏央道の茂原長南インターチェンジから木更津ジャンクション間の供用開始に伴い、東京湾アクアラインを利用して、東京、神奈川からは30分程度時間短縮がされて1時間余りで長南町に来ることも可能となります。このために、沿線市町村におきましては、地域内外の交流・連携や企業誘致の促進、観光客の増加など種々の施策を講じることにより新たな経済効果を期待しているところであります。

長南町におきましても、特に町内にあるゴルフ場におきましては、大都市からの利用客はこれまで以上に多く期待できるものと予想しております。例えて申し上げますけれども、この機会に1年間とか期限を設けて、例えば圏央道開通記念などという冠をつけて、何らかの方策を講じて誘致活動を行うことは、町の活性化及び交流人口の増加につながるものと考えておりますので、各ゴルフ場と協議を行い、割引制度の創設、あるいは記念品の贈呈、あるいはアクアライン通行に対する補助等、補助券のようなものです、可能なサービスをぜひ検討をお願いしてまいりたいと、こんなふうに現時点では考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で1回目の答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 前向きにいろいろ施策を検討していただいているということですが、前回の会議だったでしょうか、事業課長さんのほうから、やはり試案であるがということで、スタンプ制度でしたでしょうか、などもいかがかなというようなお話もあったかと思いますが、特に具体的にはまだ何も決まっていないのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 産業振興室長、田邊功一君。

○産業振興室長（田邊功一君） 具体的には、結論からして決まっております。ゴルフ場さん、企業さんが企業努力の中でお願いすることでございますので、これから相手とどの程度までご協力いただけるか、そういったものを直接ゴルフ場のほうと話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） ちょっと今、室長のほうから言われたこととダブらないように申し上げますが、以前ですと10のゴルフ場が町内にあって、協議会というものを持っていてくれたんです。それで、いつも長さんがいまして、長さんと連絡を取り合って年に一、二回の会合は持ってたんです。それが、最近は、値段の割引や何かであまり皆さんが連絡を密にしないようになりまして、これはいいか悪いかは別として、その協議会がどこかへ消えていってしまったんです。これは町の責任があるかないかは別として、現実にもうその組織がなくなりました。そういったことで、話し合いも非常に難しいぞということで私は考えた。

ですけれども、せんだって担当のほうと、今先ほど言ったように、事業課長がこの前スタンプのことや何かを言っていますから、一体どうするんだということでしたが、年内にまず各ゴルフ場に声をかけて話し合いを始めるということですから、大いに期待をしていただきたい。結果は別として、年内にその協議会を始めるということをおっしゃるので、ひとつ種明かしをしましたけれども、そういったことで期待をしていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 実はそのゴルフ場の支配人による協議会というのが昔あったということは私も聞いておまして、なぜなくなったのかというのを次の質問としてちょっと用意しておいたんですが、今、町長さんのお話を伺いまして、わかりました。ぜひ、協議会を再度開くようにしていただきまして、ゴルファーの誘致というのを進めたいと思います。ゴルフ場利用税というものにかかわってくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

5点ほどありますので、次に行かせていただきます。

次に、毎年11月に本町で開催されております伊藤園レディーストーナメントについて伺います。

私は今年もボランティアリーダーとして、月曜日の観戦用のロープ張りから日曜日の決勝日まで、ちょうど1週間ボランティア活動をさせていただきました。今年は3日間の予選、決勝を通して好天に恵まれ、ギャラリー総数は1万2,778名でした。実に町民の人口以上のギャラリーが3日間で1つのゴルフ場に来場されたわけです。

当然ながら、コース内の各所でゴルフ用品、弁当などの飲食物、お土産などの販売のためのテントが設営され、多数のギャラリーが利用されていました。そこには、残念ながら長南町に関連する出店はありませんでした。長南町の各種組合による特産品販売、あるいは特産品プレゼントでもいいでしょう、町として何かのイベント化ができないのか、伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目のトーナメント開催、伊藤園の関係ですけれども、大会中に何かイベントをとい

うことですので、お答えしたいと思います。

伊藤園レディースが長南町で開催されるようになって19年になりました。町でも女子プロゴルフトーナメントが町内で初めて開催されるようになり、多くのギャラリーが見込めることから、グレートアイランド倶楽部と協議をさせていただいて、平成11年、これはたしか15回トーナメントだと思いますが、から平成20年まで10年間は、長南町の特産品を広く知っていただくとおにぎりの無償配布やパンフレットを配って、予約注文、これは米、こしひかりの関係ですけれども、おむすびを配って、また食べるだけじゃなくして、今度食べていただく予約をいただくような注文予約をというようなことも実施してみました。

また、清流米を初めレンコンなどの販売も行い、当初はギャラリーの多くが通路として利用するクラブハウスの隣接地を提供していただき、売れ行きもよかったですけれども、その後、ゴルフ場の大会方針などから、ゴルフ用品など1カ所に集中された一角での販売となり、売れ残りも多くなり、要するに売れ行きが悪くなったということで、次第にゴルフ場での販売が遠のいてきて、先ほどご質問にございましたように、今年度は一つも見えなかったということの経過があるというふうに承知はいたしております。

こうした経緯がございますので、今後については、ゴルフ場内での販売は非常に厳しいものはございますが、本大会が長南町に定着し、天候に大きく左右されることなく、開催期間中ギャラリーは数千人と多く見込めますので、このギャラリーの多くは役場周辺の公共施設や工業団地内の敷地を利用して駐車しておるわけでございますので、このようなことから、駐車場で農産物の販売が可能であるか、ゴルフ場関係者と協議し、また生産組合等に相談する中で検討してまいりたいと。

いずれにいたしましても、せっかくよそから多くの町外からお客さんがおいでになるわけでございますから、その辺しっかりと何らかの形でとらえて、特に町の特産物なんかの宣伝を兼ねた販売も検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） テレビ中継などでも解説の戸張捷氏が長南町のコマーシャルをしていただいたり、また表彰式のときに、長南町特産の清流であるということで、優勝者に米10俵、副賞として差し上げたりしていることがあります。昨日、ちょうど鈴木議員がインターネットで米を売っているというような話もありましたが、ぜひその清流というブランドを全国に広めるチャンスでもあると。

〔「そうだ」と言う人あり〕

○1番（大倉正幸君） そうだと言っていますけれども、無料というか、スポンサー料なしにテレビでそこまでやってくれているということをお考えいただきまして、ぜひこれからもそういうところで無料配布あるいは販売、そういうものをしていただければというふうに思います。

また、ボランティアの炊き出しのほうにも清流を置いてありまして、私たちボランティアもそのときはそのお米をいただいております。ボランティアの中にも、このお米はうまいというような話がありました。そういう人たちのためにも、また来年度以降、私たちが中心になってコマーシャルをぜひしていきたいと思っております。

今まで、今までというか最近では、販売あるいはお土産プレゼントなどしていなかったということで、これから検討していただくということで、ぜひよろしく願いしたいと思います。

3点目に行きたいと思っております。

次にもう1点、伊藤園ゴルフトーナメントのことにに関してですが、今話しましたボランティアについて伺います。

このトーナメントは広く一般ボランティアの参加をお願いしており、今年も多くのボランティアの協力がありました。ほかの国内トーナメントでもボランティアの募集をしていることが多くあり、私も今年、市原市で2試合、千葉市緑区で1試合のボランティアをさせていただきましたが、伊藤園グリーンクラブというボランティア団体の名称までを持ち、多くの業務をこなすボランティア組織は、国内トーナメントでは唯一だそうです。ボランティアの参加人数もほかのトーナメントと比べはるかに多く、今年土曜日の542名を最多として、1週間を通して延べ1,503名という人数でした。

さて、その中で長南町在住のボランティア数に目を向けますと、今年は今までで最少の参加者数59名、延べ人数にして157名ということでした。長南町から59名、その中にリーダーが10名含まれています。となると、一般ボランティア数は49名しか参加していないことになります。毎年、伊藤園よりチャリティー収入の一部をいろいろな形でご寄附いただいております。今年も各避難所に避難物資のご寄附をいただきました。それに対してボランティアが少な過ぎると思うのですが、どのように思われるでしょうか。

確かに募集期間になりますと、広報ちょうなんにボランティア募集の記事が載ります。町の体育館等にも募集申込書が置かれます。役場職員の皆さんをボランティアで見かけます。もちろん、ボランティアですから強制するわけにはいきませんし、町が主導して募集すべきものではないのかもしれませんが、いま一度、ボランティア募集について、町として何らかの協力ができないのか、伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 3点目のご意見、町からのボランティアが減少しておるといふ趣旨でございます。お答えしたいと思います。

19回目のトーナメントだということですが、長南町でやるのは19回目でございますけれども、ボランティアで運営するというのは、これは今大倉さんがおっしゃったように、よそにない、よそはボランティアって確かにやっているようですけども、グリーンクラブというようなものをつくって、戸張さんなんか長南のこの伊藤園のものはすばらしいものだということ、よそにないものだというようなことで伺っております。

そんな中で10年間を振り返ってみますと、ボランティアが1万2,000人ぐらい10年間でしておるといふようなことを伺っております。しかし、最近、町内のボランティアの方が非常に少なくなってきておまして、先ほど要旨の中にございましたように、50人前後かということでございます。そして、おっしゃられたように、ボランティアの方々がいろいろな形で出費をされた中から一部募金のほうにも回されていて、総額ではたしか800万先だと思えます。そのうち町のほうでは24年度、今年度の大会はこの間終わったばかり、23年の関係でいただいたものは、今おっしゃったように災害時の関係で、備蓄品を小学校に置かせていただいておりますけれども、たしか260、270万ぐらいになる金額でございます。そういったふうに、本当に町としては福祉の関係、教育の関係、あらゆるものにいただいているわけでございます。

そういったことですが、本当にボランティアが減っちゃって、今大倉さんの要旨にもありましたように、町では広報とか海洋センターのほうへチラシのようなものをご案内する程度である、そうかといって強制はできませんけれども。よく私言うんですが、役場職員もっと出ろということは私には言えるけれども、頭ご

なしにちょっと言えないなということ言うんですけども、これで振り返ってみますと、やっぱり町内のボランティアが3桁、100人を越えたときもあるんです。それは町の体育協会が非常に熱心にやってくれたわけなんです。ですけども、本当正直なところを言うと、やっぱりお金なんですね。今、教育とか福祉とか、そういうものにお金をいただいて、そのときはたしか体協のほうにもお金を活動費として回すというか、言葉が適当でないのですが、そうしたこと等、いろいろと幅広くやっていたので、反面、体協のほうでも非常に会長さん初め役員の方々に声をかけていただいて、ボランティアに。それが、最近はやっとその辺が薄れてまいりました。

そういったことで、いろいろなことで検討してみますと、やっぱり体育協会、町がしにくいこと、声をかけにくいことについては、そういった町でお願いしている協会、今回の場合は体育協会にぜひ呼びかけを再度お願いするように今後はしていきたいということで、ボランティアの町内の増を図ってまいりたいと、こんなふうに現時点では考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 私、先ほどボランティアリーダーやっているというふうにお話ししたんですが、リーダー会議が11月の大会に向けて毎年5月ごろからあるわけなんです、その中でも、前年度のボランティア数などの話が出ますと、暗に長南の人は何で少ないんだろうかというようなことを言われることがありまして、リーダーが何人か長南町のリーダーがいるわけなんです、下を向いてしまうというような現在の状況です。何とかボランティアをふやしていただきたいと思うんですが、新聞あるいは広報で、こういうものを今年はいただきましたという記事が載りまして、そういうものを見る方は目にするんだと思います。ただ、いま一度、毎年200万円から300万円程度のをいただいているということを町民の方々に告知する方法がほかにはないものでしょうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、歳出では現にいただいて、大体250万円あるいは300万円ぐらいを毎年このところ、私の記憶としてはいろいろな面でいただいているわけでございますが、そういった金額はもちろんでございますけれども、こういうものをいただいたというようなことで、伊藤園さんと女子プロのトーナメントとの町とのかかわり合いというようなことで、何かいい町民に知っていただく方法はないか、検討しないかということですが、これには少し時間をかりて検討をお約束しておきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） もう一つ、町長にお伺い、お伺いというか、いかがかということ聞いてみたいことがあるんですが、町長もボランティアに参加されるお気持ちはないんでしょうか。私、毎年表彰式に立ち会っているんですけども、あそこで私もボランティアをしたということで伊藤園のジャケットを着てお米の副賞をお渡しするのではなく、自分もボランティアとして参加して、なおかつ副賞差上げますというようなところがテレビに映ると、非常にこの町長はすばらしいというようなことが全国にテレビで映るのではなかろうかというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） これはほかのこととかあるいは質問の要旨が私のことですから、だれか担当のほうに答えろというわけにもいかないし、また検討しますということもこれはちょっと言えませんので、はっきりとやっぱり答弁しなくちゃならないと思います。笠森からはねるような、観音様からはねるような気持ちで答弁したいと思いますが、私もしボランティアで皆さんと一緒に活動するということになると、ほかのボランティアの方のお世話になるということで大変迷惑をかける、これはもう大倉さんも十分わかると思いますので、私は気持ちよく、快くご辞退をさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） わかりました。

先ほど、ボランティアはいろいろな業務があるというふうになんて話したんですが、全くゴルフを知らない方も、もぎりとか炊き出しとか本当に伊藤園に関してはさまざまな業務がありますので、その辺のことを強く町民の皆さんにも知っていただいて、ゴルフができなくても、ゴルフを知らなくてもボランティアができるんだということで私たちも広めていきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

次ですが、ゴルフ場との災害協定について伺います。

さまざまな地域でゴルフ場と災害協定を組んだという新聞記事を目にします。ゴルフ場には大きな厨房、食堂、浴室などがあり、中には宿泊施設まであるところもあります。阪神淡路大震災のときには、実際に浴室の提供を受けた事例がありました。冒頭に申し上げたように、本町にはクラブハウスとしては8つのゴルフ場、全体としては10のゴルフ場がありますが、おのおののゴルフ場と災害協定を結ぶべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 4点目の災害協定についてということでございますけれども、町では現在、県内各地方公共団体同士の協定を初めとして、長生郡の医師会、あるいは町の建設業組合、株式会社伊藤園など12団体と災害協定を締結しているところでございます。

ご質問のゴルフ場との災害協定ですが、防災の避難の施設に視点を置くと、ゴルフ場の保有する施設を住民の一時避難施設として利用する方法は非常に有効的、有益的なものであると思います。大倉さんのおっしゃるように、災害時の被災者のクラブハウスへの収容やあるいは大浴場の提供、ヘリコプターの臨時離着陸場、そういった緊急輸送物資の確保などその用途は幅広く活用できると思います。

したがって、ゴルフ場との災害協定につきましては、町内に存在するすべてのゴルフ場と協定ができれば、より実効性が高まる協定となりますので、町内のゴルフ場の支配人を集めた会議などを立ち上げて、協定に向けた話し合いを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 前向きに答弁いただきましたので再質問は特にございませんが、防災意識に目が向いている昨今に、近いうちにぜひ実現をしていただきたいと思います。

最後の質問になりましたが、ゴルフ場利用税について伺います。

ゴルフというのは不思議なスポーツで、ゴルフ場でゴルフをするとプレー費にゴルフ場利用税というものが漏れなくついてきます。利用税はゴルフ場により12段階、1,200円から350円まで細分化して課税されまして、その70%が町に還元されるということになっているかと思います。

昨年度、本町にはゴルフ場利用税交付金として9,575万6,029円いただきました。そういう決算報告を受けております。多い年には2億円前後の交付金があったようです。最近、利用税撤廃の動きがあり、ゴルフ場のフロントで署名名簿を目にすることもあります。私も以前は賛成しておりましたが、この交付金のからくりを知ってからは容認派になりました。町としてゴルフ場利用税とはどのようにお考えでしょうか。

それから、ゴルファーが納めた税金ですから、予算の使途としてスポーツ関係、ジュニアゴルファーの育成、あるいはゴルフ場周辺の環境整備などに使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ゴルフ場利用税について、町のお考えを伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 5点目の、税の関係についてお答えしたいと思います。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の所在する都道府県が利用者に課税する税金で、おっしゃられたように70%がゴルフ場を持つ市町村、長南町に還元されるわけでございます。したがって、長引く経済不況の影響か、利用者数の減少が年々ございまして交付額も減ってきております。9,750万円程度が交付金でございますけれども、2億あったものが9,000万円と、今1億を割ってきてしまったということでございます。その貴重な財源を大切にに使わせてもらうとともに、負担をしていただく方々に対して、ゴルフ場利用税というものはこういうふうに使わせていただいていますということをよく理解をしていただくようにしていきたいと、またしていかなければならないと、こんなふう考えているわけでございます。

それで、ゴルフ場の関連に、例えばゴルフ場の周りの環境整備、環境整備といっても広うございます。あるいは、植栽とかいろいろあると思うんですが、そういったことでゴルフ場にまつわるもので予算の執行がそれに見合う、見合うとは大倉さんも申さないと思いますけれども、若干配慮したものが必要でないかというようなことですが、その辺はでき得る限りそういうふうなことはしたいのですけれども、私は前に協議会があったときは、道路なんか、1つの道路は2億円かかったよというようなお話もしたこともございますし、皆さんにはそれなりに使わせていただいていますということでお話ししたことがございます。でき得る限り、そういったことに対しては、いただいたものができ得るだけ相手方に理解できるような使い方、還元ということになるとちょっと言葉が過ぎると思いますので、使い方をしていきたいと、こんなふうに基本的には考えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ちょっと3年ほど前のお話になるのですが、平成21年に、町長はゴルフ場利用税に関する懇話会ということで、弁護士さんとか茨城県の県の総務課長、あるいは兵庫県の上尾市長、あるいは静岡県ゴルフ場協会の専務理事というメンバーで懇話会を開いておまして、開いてというかお呼ばれたのでしょうか、しておまして、平成21年に4度ほどその懇話会に出席されまして、いろいろゴルフ場利用税に関するお話をされているようですが、これはどういう経緯でこのようなものに参加されておったのか、お話だけ

ますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） ちょっと資料がないもので記憶になりますけれども、その辺お断りして、たしか21年に、地方からは、町村長は藤見でした。市は三木市の若い市長さんでございます。それと、県代表は茨城県のたしか税関係の担当でございます。それと、あとゴルフ場経営者、あるいはゴルフ場の協会、総務省、総勢でたしか8名かそこらで会合を持つ懇話会でございます。4回ほどやりました。

これはわかりやすく言うと、ゴルフはスポーツだと、税金相成らん、スポーツから税金を取るの相成らんというのが始まりでして、その辺からいろいろな立場の者、税を使う立場、いただくほうの立場としては県側、市側、町村側、あるいは経営者のほうとしてはゴルフ場経営者あるいは協会の方、それを行司役を総務省の職員が二、三人でされたわけでございますけれども、私どもはもちろん必要だと、なくてはならない財源だということに理解をしていただくのは、納めていただいた利用税がこういうふうに使われていますということをよくゴルフのプレーをされる方々に理解をしてもらう機会を今後積極的に進めるということをその会議でお約束をいたしまして現在に至っておりますけれども、たしかこの会合は、前に太多喜の町長さん、田嶋さんがやられたこともございましたので、何回か、何年かに一遍やはり協議をして、国としてはゴルフ場経営者と、あるいは交付を受けている市町村、末端の自治体等々が寄って話し合いの結果、こういうふうな形で課税しているんだということをたしか一つの機関として関係するものを一堂に寄せて話し合いをして、じゃ、ひとつ、ゴルフ場経営者のほうもわかりました、それなら今のような形で続けましょうという、そういう方向づけをするような話し合いの場であったとたしか思います。

それと、今のゴルフ場利用税が、ちょっとこれとは関係ないんですが、減っておることは、前から思うとゴルフ場利用税が個人で払うのが安くなってきているんですね。前はゴルフ場のラッシュ時、開設時にゴルフ場利用税の高いところがグレートが高かったんですね、いいゴルフ場だと、こういうイメージを与えたものでみんな税金を高く納めるのを得意としたんですね。だって、利用者が払うんですから、自分は払うわけではないんだから、それでいいゴルフ場だって評価されるんですから、こんないいことはないということでみんな税金上げたんですが、ここへ来て、何円のサービスをする時代ですので、利用税を今は県のほうへ何か書類を出せば、県のほうでオーケーするんだそうです。それはちょっとはっきりしたことはわからないのですが、非常に、税の決定については経営者にお任せするような状態であるというふうには伺っています。

そういったことで、経営者がどんどん税金のもとを下げているということで、お客の減りも若干来ていますけれども、税額が下がっているということも大きな要因であるというふうに私ども承知しております。

以上で、まとめませんが、よろしく願います。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 懇話会についてですが、資料のないところにもかかわらず、町長の記憶力に感服いたしました。確かにその資料の中に共存共栄をしようやというようなことで書かれている部分が多々あります。町の立場としては、ゴルフ場利用税、なるべく多くいただければということになるかと思いますが、ゴルフのプレーヤーのほうに聞いていけば、こんなもの払いたくないということで、その辺のギャップがあるとは思っていますので、できれば町民のゴルフなどの催し物のときとかそういうときに、利用税の交付金の、皆さんが払

っていただく利用税の7割は町に返ってくるんだよとかその辺、あるいはそういうものをまた、こういうものに有効利用させていただいているんだよとか、そういう話をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、1番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時25分を予定しております。

(午前10時06分)

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時25分)

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、9番、丸島なか君。

[9番 丸島なか君質問席]

○9番（丸島なか君） 皆様、改めましておはようございます。9番議席の丸島なかでございます。

早いもので、今年も残り少なくなってきました。29年ぶりの師走の選挙が一昨日公示されて、16日に投票日を迎えます。今回の選挙は党が多数あり、乱立しております。どの党に投票したらよいか有権者も迷ってしまうほど、マスコミ報道に惑わされることのないようにと思っております。

本年最後の一般質問となりました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず1点目の、防犯灯のLED化について、リース方式によるLED化をすることについてお伺いをいたします。

LEDを活用した照明は従来の蛍光灯などに比べて小さい電力で点灯が可能で、蛍光灯の約50%の電力で照らします。その結果、省エネやCO₂の削減に大きな効果が期待できます。また、LED照明は長寿命であり、1日12時間の使用で約10年間利用でき、さらに既存の蛍光灯などに含まれる有害物質の水銀などを含まないなど、環境負荷の少ない照明でもあるということです。こういった利点を生かしたLED防犯灯は全国の自治体で採用がふえております。以前には照射範囲や価格で難点があり、信号機や液晶画面のバックライトなど特殊照明にしか使われてきませんでした。しかし、近年の目覚ましい技術開発の結果、低価格とともに性能が向上してまいりました。LED防犯灯の導入が進めば、蛍光灯との価格差が現在は約20倍程度と言われておりますが、より安価で高性能な商品の開発が進み、さらに普及が加速するといった好環境も生まれてくると期待をされております。従来の蛍光灯と同程度の明るさを確保した上での試算では、普通の蛍光灯の防犯灯とLED防犯灯の10年間の利用総コストはほぼ同じとのデータもあるそうです。本町には、約1,340灯の防犯灯があります。町民の安全・安心に不可欠な防犯灯ですが、さらに地球や人に優しい防犯灯にしなければならないと思います。

本町において、この省エネ性、長寿命、高輝度、安全性に利点があるLED防犯灯について、今後積極的に導入すべきと考えますがいかがお考えでしょうか、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 9番、丸島議員さんの1点目、防犯灯のLED化についてお答えをしたいと思います。要旨としまして、リース方式でというようなことでございますが、防犯灯の設置状況は、毎年約20件、20灯余りということになります。防犯灯を設置しております。一昨年の議会でも答弁をさせていただいてありますけれども、近隣の町村と比べますと面積も広く、山合い、山間部も多いということ、あるいは人家が点在しておるといような立地条件から、今後も防犯灯の設置要望はまだ続くものと見込んでおります。

ご質問のリース方式によるLED化についてですけれども、今、町が管理している防犯灯は1,342基でございまして、すべてLED化するには防犯灯の器具一式を交換しなければならず、概算で4,500万円くらいの経費がかかるということでございます。それを5年リースにしますと、金利を含めて980万円、約1,000万円弱かかると、また10年リースでも540万円ぐらいかかるというような試算もしてございます。

確かに現在はまだ少し割高感がありますが、寿命の長さ、低消費電力などの利点から、六、七年後には費用の削減効果が期待できるものとは考えております。しかしながら、リース契約となりますと、数の変更により契約変更が生ずることとなり、原則的には新規設置は難しい状況となります。したがって、先ほどお話をしましたように、まだ防犯灯の設置要望が少なからず続いている本町におきましては、区長会などとも協議する中で、防犯灯の設置要望を一時停止というか、やめて、そういったことをしてやるかどうか見きわめる必要があると思います。

町の3カ年計画では、LED化について設置目標を27年度としております。来年度からは、新しく設置するものは、ですから今申し上げました20基程度になりますけれども、その辺について、新しいものについては随時LED化の防犯灯を設置していきたいということを考えております。価格の動向などの状況を確認させていただく中で今後検討していきたいと、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） お隣の茂原市の例をちょっとご紹介させていただきたいと思っております。

お隣の茂原市では全防犯灯7,450あるそうですけれども、一気にこのLED化をしたということです。平成24年度の新規事業、今年なんですけれども、茂原市の20ワット型蛍光灯の防犯灯7,450灯すべてをLED防犯灯にしたということをお聞きしました。実施時期は今年7月末から9月末ですべて終了したというふうにお聞きしました。事業の方式は10年間のリース方式として、設置後はリース業者から茂原市が賃借するもので、10年間のリース料は税込合計1億3,235万6,000円で、1灯当たりは1万7,766円だそうです。

メリットは、電気料金は1灯当たり、月100円程度削減できること、また故障しにくく、長寿命であること、年間2,000件ほどあった修繕依頼にかかる労力を削減できることなど、限られた資源の有効活用ができるそうです。ちなみに、茂原市では、平成23年度の防犯灯の電気料金は2,194万円、球切れなどの年間修繕依頼が約2,000件あり、修繕料は1,188万円だったそうですが、リースにすると当然これが安くなるわけです。また、職員の業者への修繕依頼などに年間100時間ほど作業時間がかかっているそうでしたけれども、これも極端に少

なくなるようです。

そこで、町では年間修繕依頼は何件くらいありますか、また修繕料はどのくらいかかりますか、お聞きします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 丸島議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年度の実績といたしましては、長南町の修繕の箇所数は524カ所となっております。その内訳のほとんどは蛍光管の交換がほとんどで469カ所、その他は55カ所となっております。修繕の料金につきましては約200万円程度の経費を要したところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 千葉県内ではリースによるLED防犯灯を設置したところはほかにはまだないようです。全国的にもまだ少数のようですね。なお、LEDだと虫が集まりにくいという、そういう効果も出ているということもお聞きしました。町民の安全・安心に不可欠な防犯灯であります。本町においても、たくさんの利点のあるLED防犯灯について、今後も積極的に導入していただきますよう要望して、この質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の防火水槽について、設置状況及び設置場所についてお伺いをいたします。

消防法第20条第1項に「消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する」とあり、同第2項には「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする」と、このようにあります。消防水利とは、消火栓や防火水槽、河川、池など消化活動を行う際の水利施設を指します。その中でも、消火栓や防火水槽はふだんはほとんど目立たない存在であるわけですが、火災発生時にはなくてはならないものです。また、阪神淡路大震災のときには水道管が寸断されて、火災現場で消火用のお水を確保できなかったというお話もお聞きしております。防火水槽は、震災が起きたときなど本当に重要な働きをするものです。

ここで、その質問をさせていただきますけれども、まず、町内の防火水槽について設置状況をお伺いいたします。そして、その防火水槽の設置されている場所は、個人の土地、いわゆる私有地なのか、それとも共有地、公有地なのかお伺いします。そして、この私有地については借地料なるものはどのようになっているのか、お伺いします。また、私有地でも宅地内に設置してあるおうちもありますし、田んぼや畑やそういうところにある場合もありますし、公有地、共有地にあるところとかいろいろあると思いますけれども、お伺いをさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の防火水槽の関係で、設置状況あるいは設置場所、そしてその所有関係等についてお尋ねでございます。

設置状況についてでございますけれども、24年4月1日、今年4月1日現在では、町内には防火水槽が85基設置されております。その内訳は、長南地区が18、豊栄地区が10、東地区が42、西地区が15基となっております。また、維持管理は地元消防団員による定期的な点検をお願いし、災害時に対処するように備えているとい

うところでは。

防火水槽の設置場所、要するに底地区分については、公有地が15カ所、残りの70カ所は私有地やそれぞれの地域の自治区、共有地になっていると思うんですが、そういうふうにならなっているわけなんですね。70カ所のうち69カ所は無償です。1カ所だけ有償で、年間5,500円を広域消防のほうで、消防署のほうで払っておるといってごさいます。

今後、この私有地の権利関係の変動により、土地の所有者から防火水槽の撤去を含めたさまざまな問題が発生することが予想されますが、防火水槽は公共性が高く、その地域における大切な防災施設であることから、その意図を十分ご理解いただき、このまま無償でお願いしていきたいと考えております。もし、仮に撤去を求められた場合には、近くに代替地を提供していただき、新たに防火水槽を設置するかあるいは消火栓へと切りかえていくこととなります。

いずれにしても、消防本部としては、将来的問題の発生を回避する意味合いからも、防火水槽の設置場所につきましても、個人所有地には設置しないことを原則としておりますので、ひとつご理解いただき、この個人所有地に設置しないというのは、これから設置する場合は個人所有地には設置しないということで今考えているようでごさいますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 町内におきましては、問題、トラブル等が起きたというお話は聞いてはおりませんけれども、他の市町村では、私有地にあり借地料をもらっている方もあるし、もらっていない方もあるということで問題が起きて、一律公平にしたほうがいいでしょうという、そういうお話になりまして条例化をしたという、そういうお話も聞いておりますけれども、私がちょっとお聞きしたおうちは、宅地内の長屋のわきにありまして、区のほうから年間3,000円をいただいているという、そういう方もございました。そういうことで、じゃこれ、先代さんがオーケーしたんですかと言ったら、いや、私がいいよということでそこへ防火用水をつくってもらって、もしあれなら、これをもっとどこかほかに移動してほしいということをお願いしたそうなんです。そうしたら、補助金でそれをつくったから、まだその年数がたっていないからそれはできないということでお断りをされたということで、まだそのままになっておりますけれども、そういうことで公共性が高く、大切な防災施設でありますので、今、町長がおっしゃったように、これは町でなく広域消防のほうの管轄でしょうか。広域消防のほうに話していただきまして、これからも大切なものですので、皆さんの納得のいく方向にしていただければという、そういうふうになっているところでごさいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、防火水槽でなく消火栓のことなんですけれども、町内の消火栓の設置状況をお伺ひさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今のご質問、長南町に消火栓がどのくらいの数あるかということなんですけれども、消火栓の設置状況につきましては、長南地区に74カ所、豊栄地区66カ所、東地区も同じく66カ所、西地区は69カ所ということで、管内には合計275カ所設置されてごさいます。

ご案内のとおり、消火栓につきましては消防法第20条第2項で消防水利として定義されております。取水可能な水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならないとされてございます。そういう関係から、広域水道の水道管の敷設されている上部、一般的には公道部分、県道とか町道とかそういったところにマンホールが設置されて、そこから消防自動車と連結して消火活動を行うものとなります。なお、底地部分については県道、町道、そういった町道敷地内の水道管から取り出していることから、特に問題はございません。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、消火栓の関係は今、田中室長のほうから答えたとおりです。

ただ、これももう少しわかりやすく言うと、長南町が43年に水道やったときは75ミリということだったんですが、今、広域のほうで100ミリ以上を一つの目安としておりますけれども、そうでないと消火栓をつけた場合、水量、水圧が十分でないということでご理解いただきたいのですが、一つの基準としては、100ミリ以上のところの管に必要とする場合はつけましようよということになっています。ただ、あちこちで必要だというものが出てきた場合、例えば長南町の場合は年に1基か2基を広域のほうへ、これは単独に長南町の方は長南町で経費負担しますので、町のほうから、じゃ2基分ひとつお願いしますというふうにすると、急いでいる場所、これは広域のほうでは申し込み等を受けてわかっていますから、順次つけさせていただいているのが現況でございます。

ですから、先ほど、一番最初答弁したように、防火水槽をもし動かしてくれと、先ほど再質問であった長屋のところにあるのを動かしてくれということであって、もしそこへ管が太いものが通っておれば、100ミリ以上の管が通っていれば、代替としては消火栓にするということで理解してもらいたい。

それと、先ほど防火水槽は補助金があつてどうのこうのというけれども、補助で防火水槽をつくったというのはちょっと記憶がないんですよ。これは、先ほど法に基づいてはみんな町や自治体がつくるようになっているでしょう。ですから、消火栓はもちろん全部町があるいは広域で、みんな広域で負担していますけれども、町が負担金で払っているということですから町が負担している、それと防火水槽も補助事業でやったのではないと思います。

それで、今なぜ借りている土地が私有地に設置してあるのが多いかという、前はいい時代があつたんですね。この場所へこういうふうにつくってくれと、ああ、土地見つければやってやるだなんていう、そういう地元と行政がお話し合いをしてやった経緯がございます。そういったことで設置されたものを広域のほうへ一元化されたということで、各町村においてばらばらで今現状があるというのが今の状態だと思います。

ですから、広域としては、これからは原則として用地は私有地はだめだよと、だけど、今までのものはできるだけ長く続けてくださいと、無償で。もし5,500円払っているのは、何か話し合いをしてちょっと話がこじれてちゃんと払うようになったと私は思っているんです、1件だけ払っているというのは。あとは、すみません、無償でひとつお願いします、そうすると、一番先設置したとき、地元で土地をつくった場合に、わかりやすくいえば区費のような形で、消防費で徴収した中から防火水槽の地代を払っているというのが古い歴史としてつながっていると、継続されているというような、これはいろいろまちまちで、全く無償のものもございま

す。ですけれども、そうでない、有償で、地元で負担しているものもある。これはもうそれぞれ各町村でいろいろなやり方でやっています。

たまたま長南の場合は、用地が見つかった、じゃつくってくれと言うと、防火水槽だと、あの当時はたしか50万円くらいでできたんです。今は250万円、300万円かかっちゃうと思いますけれども、そういう値段でできた当時は、そういう話し合いで設置をさせていただいているということもちょっとお含みいただくほうがいいと思うんです、この状況がこうなっているということは何、ひとつ古い歴史があるということもご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 消防署の勧告に沿ってきちっと設置されているかどうか、また今後の設置計画があればお聞かせください。先ほど何かちょっと言っていたかもしれませんが、お聞きします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、町長の答弁の中にもございましたけれども、そういった消火栓とか防火水槽の今後の予定なんですけれども、今まで毎年2栓、2つですね、各地区ごとに設置しております。したがって、この設置経過につきましては、今後も引き続きこういった形で実施していく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、消火栓は基本的に管理上、維持管理経費のかからない消防水利として設置しておりますが、場所によっては防火の対象物から水道の配管網が遠くて及ばなかったり、既存の答弁にあった防火水槽が破損して修復不可能、そういった場所については新たな防火槽を設置するケースもまれにございます。消防法によると、こういった現在の防火水槽につきましては、常時水量が40立方メートル以上の給水能力を有しなければならないものとされております。そういった形で、今後このような形で設置を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 予算のかかることでもあり、全部を100%すぐに充足させることはできないと思っておりますけれども、安心・安全のために着実に整備を進めていっていただきたいと思っております。

それでは、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

なお、12月7日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時53分)